

鶴岡市児童生徒就学援助要綱

	平成 1 7 年 1 0 月 1 日	教育委員会告示第 3 号
改正	令和 3 年 1 1 月 1 日	教育委員会告示第 1 号
改正	令和 4 年 4 月 1 日	教育委員会告示第 3 号
改正	令和 5 年 1 1 月 1 日	教育委員会告示第 2 号

(目的)

第 1 条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童生徒並びに次年度の入学予定者（以下「入学予定者」という。）の保護者に対して、鶴岡市が行う援助（以下「就学援助」という）について必要な事項を定め、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助の範囲)

第 2 条 この告示による就学援助は、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）及び学校給食法（昭和29年法律第160号）の規定する国の補助限度額等を基準とし、その範囲は、別表に定めるとおりとする。

2 就学援助に係る支給額及び支給時期は、前項に掲げる法令の規定に基づくほか教育委員会が別に定める。

(対象者)

第 3 条 就学援助の対象者は、鶴岡市が設置する小学校及び中学校に在学している児童生徒その他特に教育委員会が必要と認める児童生徒並びに入学予定者の保護者で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を受けているもの（以下「要保護者」という。）

(2) 教育委員会が別に定める認定基準に基づいて、前号に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認めるもの（以下「準要保護者」という。）

(受給の申請)

第 4 条 就学援助を受けようとする保護者は、就学援助申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添付し、児童生徒の在学又は入学する予定の学校の学校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、要保護者については、福祉事務所長からの該当者の通知があった場合は、前項の申請があったものとみなす。

3 学校長は、第 1 項の申請書を受理したときは、速やかに要保護及び準要保護児

児童生徒に係る世帯票（様式第2号）を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

- 4 就学援助の申請をした保護者は、学校長及び民生委員児童委員が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

（認定）

第5条 教育委員会は、前条の申請があったときは、第3条の規定に基づき受給認定の可否を決定し、学校長を通じて保護者に通知するものとし、併せて、民生委員児童委員にも通知する。ただし、小学校入学予定者の保護者に対しては、教育委員会が通知するものとする。

- 2 教育委員会は前項の規定による認定の可否を決定しようとする場合において、必要と認めるときは、民生委員児童委員の意見を求めることができる。

（認定の取消し）

第6条 前条第1項の規定に基づく認定を受けた者は、年度途中で世帯の経済状況の好転又は児童生徒の除籍等で就学援助の要件を欠くこととなった場合は、遅滞なく辞退届（様式第2号の2）を児童生徒が在学する学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、要保護者については、福祉事務所長から廃止の通知がなされた場合は、前項の辞退届の提出があったものとみなす。

- 3 第4条第3項及び前条の規定は、第1項の届出及び前項の通知があった場合にこれを準用する。

- 4 教育委員会は、第3条に規定する基準に該当しないことが判明した場合は、必要に応じて弁明の機会等を与え認定を取り消し、既に給付した就学援助費の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（支給の方法）

第7条 第5条第1項の受給の認定を受けた者に対する就学援助費の支給は、保護者が指定した預金口座への振込みをもって行う。ただし、保護者が学校に支払うべき費用に未納がある場合等は、保護者の同意を得た上で学校長の口座に振込むことができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校給食費は学校長を通じ学校給食センターに支払い、医療費（通院に要する費用を除く。）は医療機関等に直接支払うものとする。

- 3 学校長は、第1項に係る事務を処理するため、保護者に委任状・口座振替依頼書兼同意書（様式第3号）の提出を求めるとともに、就学援助費個人別支給明細書（様式第4号）を作成し、これを保管しなければならない。

- 4 学校長は、就学援助事務の終了後、前項の就学援助費個人別支給明細書を教育委員会に提出し、その確認を受けるものとする。

(支給期間)

- 第8条 就学援助費の支給期間は、認定した日の属する月から受給資格の消滅した日の属する月までとする。

(その他)

- 第9条 この告示の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市児童生徒就学援助要綱（10年4月1日鶴岡市施行）の規定によりなされた決定、手続その他の行為はこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鶴岡市児童生徒就学援助要綱に基づく就学援助の申請にかかる準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年11月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年11月1日から施行する。